

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																						
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法														2. 就学援助制度の申請書の配布方法								
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法														(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法								
						ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2) (1)でケに○をした場合、その内容					(2) (1)でケに○をした場合、その内容									
該当団体数	63	63	63	61	62	2	57	53	15	51	51	37	4	1	27	27	35	37	13	1	0	0	26	26					
埼玉県	さいたま市	教育委員会事務局 学校教育部学務課	048-829-1647	kyoiku-gakui@city.saitama.lg.jp	http://www.city.saitama.jp/003/002/003/p000694.html		○	○		○	○	○	○				○	○						○	・前年度において就学援助を受給していた世帯に対し、教育委員会から申請書を配布 ・各学校で制度案内を配布後、希望者に各区役所区民窓口において申請書を配布				
埼玉県	川越市	教育総務部教育財務課財務担当	049-224-6083	kyoikuzaimu@city.kawagoe.saitama.jp	http://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodatekyoiku/teatejose/sonota/syugakuenjyo.html		○	○		○	○					○	○								○	学校事務職員向け説明会を実施			
埼玉県	熊谷市	教育委員会教育総務課	048-524-1111	kyoikusomu@city.kumagaya.lg.jp	http://www.city.kumagaya.lg.jp/		○	○		○	○	○														○	就学時健康診断時に配布(新1年生) オ. 毎年度の進級時ではなく、10月に配布		
埼玉県	川口市	学校教育部指導課	048-259-7663	210.02000@city.kawaguchi.lg.jp	http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/72050002/72050002.html		○	○		○	○						○	○								○	学校事務職員向けに説明会を実施		
埼玉県	行田市	教育総務課	048-556-8311	kyoiku-s@city.gyoda.lg.jp	http://www.city.gyoda.lg.jp/40/01/10/syugakuenjyo.html		○	○	○	○	○															○	○	教育委員会ホームページにて就学援助申請書のダウンロード可	
埼玉県	秩父市	教育委員会事務局 学校教育課	0494-25-5228	gakko@city.chichibu.lg.jp	http://www.city.chichibu.lg.jp/		○	○		○	○																○	年度ごとの更新のため、就学援助費を受給している保護者に対して、翌年度の申請書を郵送している。	
埼玉県	所沢市	教育総務部 教育総務課	04-2998-9232	a9232@city.tokorozawa.lg.jp	http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyoiku/kosodate/kodomonoteate/shuugakuenjyo.html		○	○		○	○															○	・各学校で、就学援助についての制度案内を配布するとともに、前年度認定者へは各学校から申請書を配布している。 ・希望者に対しては、各学校および教育委員会で申請書を配布している。		
埼玉県	飯能市	学校教育課学務担当	042-973-3018	gakko@city.hanno.lg.jp	https://www.city.hanno.lg.jp/		○	○		○	○																○		
埼玉県	加須市	学校教育部学校教育課	0480-62-1111	gakko@city.kazo.lg.jp	http://www.city.kazo.lg.jp/		○	○		○	○															○	○	現年度の支給者に対し、2回目の支払通知を発送する際、次年度の案内と申請書を送付した。	
埼玉県	本庄市	本庄市教育委員会学校教育課	0495-25-1149	gakko@city.honjo.lg.jp	http://www.city.honjo.lg.jp/		○	○		○	○																○	○	ホームページからダウンロード
埼玉県	東松山市	教育部 学校教育課	0493-21-1430	gakko-gakumu@city.higashimatsuyama.lg.jp	http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/	東松山市のホームページ(学校教育課のページ)に問合せフォームあり	○	○		○	○															○	○	継続申請者には、事前に制度案内と申請書を郵送。	
埼玉県	春日部市	学校教育部学務課	048-763-2447	gakumu@city.kasukabe.lg.jp	https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/shuugakuenjyo/seido.html		○	○		○	○	○														○	○	入学説明会に学校で就学援助制度の書類を配布	
埼玉県	春日部市	学校教育部学務課	048-763-2447	gakumu@city.kasukabe.lg.jp	https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/shuugakuenjyo/seido.html		○	○		○	○	○														○	○	各学校にて、全児童生徒に制度案内と申請書を配布	
埼玉県	猿山	学務課	04-2953-1111	gakumu@city.sayama.saitama.jp	https://www.city.sayama.saitama.jp/kosodate_josei/syugakuenjyo.html		○	○		○	○															○	○	・各学校で、就学援助についての制度案内を配布するとともに、前年度認定者へは各学校から申請書を配布している。 ・希望者に対しては、各学校および教育委員会で申請書を配布している。	
埼玉県	羽生市	埼玉県羽生市教育委員会教育総務課	048-561-1121	kyousoumu@city.hanyu.lg.jp	http://www.city.hanyu.lg.jp		○	○		○	○																○	○	・各学校で、就学援助についての制度案内を配布するとともに、前年度認定者へは各学校から申請書を配布している。 ・希望者に対しては、各学校および教育委員会で申請書を配布している。
埼玉県	鴻巣市	学校教育部学務課	048-541-1321(代表)	gakko@city.kounosu.saitama.jp	http://www.city.kounosu.saitama.jp		○	○		○	○																○	○	・各学校で、就学援助についての制度案内を配布するとともに、前年度認定者へは各学校から申請書を配布している。 ・希望者に対しては、各学校および教育委員会で申請書を配布している。
埼玉県	深谷市	教育総務課	048-574-5811	kyoiku@city.fukaya.lg.jp	http://www.city.fukaya.saitama.jp		○	○		○	○																○	○	市役所のウェブサイトにて制度案内を掲載
埼玉県	上尾市	上尾市教育委員会 学校教育部学務課	048-775-9604	s731000@city.ageo.lg.jp	http://www.city.ageo.lg.jp/site/iinkai/73-enjyo.html		○	○		○	○															○	○	・各学校の事務担当者を対象とした説明会を実施。 ・前年度認定者で、今年度申請がない児童生徒の保護者に対し、個別に申請案内を送付。 保護者自身がホームページからダウンロードした申請書を印刷して使用。	
埼玉県	草加市	教育総務部 学務課	048-922-2674	gakumu@city.soka.saitama.jp	http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s2102/020/010/010/suport.html		○	○		○	○																○	○	学校事務職員向けの説明会を実施
埼玉県	越谷市	学校教育部学務課	048-963-9281		http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/kosodate/syotyugakou/shugakuenjyo.html		○	○		○	○																○	○	毎年度、学校事務等担当者説明会を実施
埼玉県	蕨市	教育委員会教育総務部学校教育課	048-433-7728	gakukou@city.warabi.saitama.jp	http://www.city.warabi.saitama.jp/hp/page00001600/hpg00001582.htm		○	○		○	○																○	○	学校で実施する入学説明会で就学援助制度の書類を配布し説明
埼玉県	戸田市	教育委員会学務課	048-441-1800	kyo-gakumu@city.toda.saitama.jp	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/372/kyo-gakumu-syugakuenjyo.html		○	○		○	○																○	○	市ホームページからダウンロード
埼玉県	入間市	入間市教育委員会教育総務部学校教育課	04-2964-1111		http://www.city.iruma.saitama.jp/		○	○		○	○																○	○	ウェブサイトからダウンロード
埼玉県	朝霞市	教育管理課	048-463-0793	kyoiku_kanri@city.asaka.lg.jp	http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/37/shuugakuenjyoseido.html		○	○		○	○																○	○	・駅前電光掲示板で案内文を掲載。 ・各小・中学校の学校便りに周知文を掲載。
埼玉県	志木市	教育政策部 教育総務課	048-473-1111	kyoiku@city.shiki.lg.jp	http://www.city.shiki.lg.jp/		○	○		○	○																○	○	市ホームページからダウンロード可能
埼玉県	和光市	和光市教育委員会学校教育課学務担当	048-464-1111	h0200@city.wako.lg.jp	http://www.city.wako.lg.jp/home.html		○	○		○	○																○	○	・各小中学校の4月の学校だよりにて就学援助制度について掲載。 ・転入時に配付される市の冊子に制度について掲載。 ・窓口でチラシを配布。 ・福祉部署発行の冊子に就学援助制度について掲載。 ・前年度認定者へ各学校から申請書は配付する。 ・それ以外の希望者には、各学校及び教育委員会から申請書を配付する。
埼玉県	新座市	埼玉県新座市教育委員会学校教育部学務課	048-477-6869(直通)	gakumu@city.niiza.lg.jp	http://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/49/syugakuenjyo.html		○	○		○	○																○	○	各学校のホームページに「就学援助制度」として市の該当ページへリンクを掲載
埼玉県	桶川市	教育部学務課	048-786-3211	gakumu@city.okegawa.lg.jp	http://www.city.okegawa.lg.jp		○	○		○	○																○	○	2学期始めに、全家庭に就学援助制度の案内を配付した。
埼玉県	久喜市	学務課	0480-85-1111	gakumu@city.kuki.lg.jp	http://www.kuki.city.lg.jp	Facebook,twitter,LINE	○	○		○	○																○	○	
埼玉県	北本市	北本市教育委員会学校教育課	048-594-5563	a04500@city.kitamoto.lg.jp	http://www.city.kitamoto.saitama.jp		○	○		○	○																○	○	「保護者向け入学説明会」時に制度についての案内を配付
埼玉県	八潮市	教育総務課	048-996-2111 内線361	kyoikusomu@city.yashio.lg.jp	https://www.city.yashio.lg.jp		○	○		○	○																○	○	
埼玉県	富士見市	学校教育課	049-251-2711	kyoiku@city.fujimi.saitama.jp	http://www.city.fujimi.saitama.jp		○	○		○	○																○	○	
埼玉県	三郷市	学校教育部 学務課	048-953-1111	gakumu@city.misato.lg.jp	http://www.city.misato.lg.jp/		○	○		○	○																○	○	事務担当者向け説明会を実施
埼玉県	蓮田市	子ども支援課	048-768-3111	kodomo@city.hasuda.lg.jp	https://www.city.hasuda.saitama.jp/		○	○		○	○																○	○	教育委員会が学校を通じて全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付
埼玉県	坂戸市	坂戸市教育委員会 学校教育課	049-283-1718	sakado76@city.sakado.lg.jp	http://www.city.sakado.lg.jp/		○	○		○	○																○	○	・学校事務担当者向け説明会を実施。 ・転入時に就学援助制度の書類を配布。 ・関係する他課で就学援助制度の書類を配布。 年度末に就学援助金認定者に申請書を送付。

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)				1 就学援助制度の実施について														2 就学援助制度の申請書の配布方法										
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1)貴市区町村における就学援助制度の周知方法														(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法									
							ア.教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ.自治体の広報誌等に掲載	ウ.就学案内の書類に記載	エ.入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ.毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ.各学校に対して制度を周知	キ.教職向け説明会を実施	ク.保護者向け説明会を実施	ケ.その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)で○をした場合、その内容														
該当団体	63	63	63	61	62	2	57	53	15	51	51	37	4	1	27	27	35	37	13	1	0	0	26	26						
埼玉県	幸手市	幸手市教育委員会 学校教育課	0480-43-1111	gakko@city.satte.lg.jp	http://www.city.satte.lg.jp/ka/kyouiku-linkai/gakkou/gakkou.htm		○	○		○	○	○							○											
埼玉県	鶴ヶ島市	教育委員会学校教育課	049-271-1111	10800020@city.tsurugashima.lg.jp	http://www.city.tsurugashima.lg.jp/		○	○		○								○						○	就学援助認定を受けた方に対し、12月に翌年度申請案内及び申請書を郵送している					
埼玉県	日高市	日高市教育委員会 学校教育課	042-989-2111	link@city.hideka.lg.jp	https://www.city.hideka.lg.jp		○	○	○	○		○												○	・入学時に各学校から制度案内を配布。 ・進級時は教育委員会から学校を通して申請書を配付。					
埼玉県	吉川市	教育総務課	048-984-3565	kyouiku@city.yoshikawa.lg.jp	http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/25,420,155,815.html		○	○		○														○	申請書の配布はせず、教育委員会窓口で常備している。					
埼玉県	ふじみ野市	学校教育課	049-220-2084	gakumu@city.fujimino.saitama.jp	http://www.city.fujimino.saitama.jp/		○	○		○								○							市ホームページでダウンロード可能					
埼玉県	白岡市	教育委員会学校教育部教育指導課	0480-92-1111	kyouikushidou@city.shiraoka.lg.jp	http://www.city.shiraoka.lg.jp		○	○		○	○	○						○						○	・既認定世帯に対し、更新時(進級時)に各学校から、制度案内のパンフレットと併せて申請書を配布 ・窓口での問い合わせに対し、制度案内のパンフレットと併せて申請書を配布					
埼玉県	伊奈町	伊奈町教育委員会 教育総務課	048-721-2111	kyouiku@town.ina.lg.jp	http://www.town.ina.lg.jp		○	○		○								○												
埼玉県	三芳町	学校教育課	049-258-0019	gakko@town.saitama-miyoshi.lg.jp	https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/		○	○		○	○	○						○												
埼玉県	毛呂山町	毛呂山町教育委員会学校教育課	049-295-2112	kgakkou@town.moroyama.lg.jp	http://www.town.moroyama.saitama.jp/		○	○	○	○	○	○						○												
埼玉県	越生町	学務課	049-292-3121	kyouiku1@town.ogose.saitama.jp	http://www.town.ogose.saitama.jp/		○	○	○	○														○	制度案内を配布後、希望者は教育委員会に直接申請(申請書は教育委員会で配付)					
埼玉県	滑川町	教育委員会事務局 教育総務担当	0493-56-6907(直通)	ホームページ投稿フォームからのみ	http://www.town.namegawa.saitama.jp			○		○	○							○												
埼玉県	嵐山町	教育総務課	0493-62-0823	kyouiku01@town.ranzan.saitama.jp	http://www.town.ranzan.saitama.jp		○	○		○	○							○												
埼玉県	小川町	学校教育課	0493-72-1221	ogawa116@town.saitama-ogawa.lg.jp	http://www.town.ogawa.saitama.jp/													○							町のホームページに記載					
埼玉県	川島町	教育総務課	049-299-1730	gakko@town.kawajima.saitama.jp	http://www.town.kawajima.saitama.jp		○	○		○	○	○						○						○	5月に全児童生徒にリーフレットを配布 ホームページからダウンロード可能					
埼玉県	吉見町	教育総務課	0493-54-7807	info@town.yoshimi.saitama.jp	http://www.town.yoshimi.saitama.jp/section_kyouiku_syuuga_kuenjiyo.html		○	○										○												
埼玉県	鳩山町	教育総務課	049-296-1227	h320@town.hatoyama.lg.jp	http://www.town.hatoyama.saitama.jp/kyouiku/tetuzuki/1447296225269.html		○	○	○	○	○							○												
埼玉県	ときがわ町	教育委員会教育総務課	0493-65-1537	kyouiku@town.tokigawa.lg.jp	http://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=12238		○	○		○	○							○						○	制度の案内を入学通知書に同封 前年度認定者については、教育委員会から翌年度の申請書を配布					
埼玉県	横瀬町	教育委員会	0494-25-0118	kyouiku@town.yokoze.saitama.jp	http://www.town.yokoze.saitama.jp/soshiki/kyouiku/soumu/				○	○								○												
埼玉県	皆野町	学校教育担当	0494-62-4563	gakko@town.minano.saitama.jp	http://www.town.minano.saitama.jp					○	○							○												
埼玉県	長瀬町	教育委員会 教育総務担当	0494-66-3113	kyoiku@town.nagatoro.saitama.jp	http://www.town.nagatoro.saitama.jp/		○											○												
埼玉県	小塵野町	学校教育課	0494-79-1201	gakko@town.ogano.lg.jp						○	○	○						○												
埼玉県	東秩父村	東秩父村教育委員会事務局	0493-82-1230	kyouiku@vill.higashichichibu.lg.jp	http://www.vill.higashichichibu.saitama.jp		○	○		○								○						○	・各学校で開催する入学説明会において、就学援助制度の書類を配布する。 ・民生委員を通じて周知を図る。 教育委員会で、前年度該当保護者へ申請書を配布する。					
埼玉県	美里町	美里町教育委員会事務局 学校教育係	0495-76-0204	gakkyo@town.saitama-misato.lg.jp	http://www.town.saitama-misato.lg.jp/life/educate/s_enjo.html		○	○		○		○						○												
埼玉県	神川町	学務課	0495-77-2312	gakumu@town.saitama-kamikawa.lg.jp	http://www.town.kamikawa.saitama.jp/kosodate-kyouiku/sho-chugakko/1078.html		○	○		○								○												
埼玉県	上里町	上里町教育委員会 学校教育課 教育庶務係	0495-35-1246	gakko@town.kamisato.lg.jp	http://www.town.kamisato.saitama.jp		○	○		○	○							○												
埼玉県	寄居町	寄居町教育委員会 教育総務課	048-581-2121	kyousoumu@town.yorii.saitama.jp	http://www.town.yorii.saitama.jp		○	○		○	○	○						○												
埼玉県	宮代町	教育推進課 学校教育担当	0480-34-1111	gakko@town.miyashiro.saitama.jp	http://www.town.miyashiro.lg.jp/		○	○		○	○	○						○												
埼玉県	杉戸町	学校教育課	0480-33-1111	gakko@town.sugito.lg.jp	http://www.town.sugito.lg.jp/		○	○		○	○							○												
埼玉県	松伏町	松伏町教育委員会 教育総務課	048-991-1807	kyosoumu@town.matsubushi.lg.jp	http://www.town.matsubushi.lg.jp/		○	○		○	○							○												

		II 平成29年度準要保護認定基準																															
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でテに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率					
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校給付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、児童、被服等が悪い者、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	基準根拠	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)								
該当団体	63	48	46	42	42	41	50	20	15	37	38	17	16	25	29	28	19	13	1	11	60	60	60	60	1	1	11	36	63				
埼玉県	さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	その他	366						・火災、風水害の罹災により学用品、通学用品等に不自由している者 ・特別な事由により、教育的配慮として就学援助を必要とすると校長が認めた者 ・失業、転職等により家計が急変した者	【基準額の時期】平成25年4月1日の生活保護基準	15%未満	
埼玉県	川越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(税引き前)	その他	387							【基準額の時期】平成25年4月の生活保護基準額を使用している。	20%未満	
埼玉県	熊谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	その他	270						【課税所得等の分類】総所得金額から、所得控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料)を引いた額 【基準額の時期】平成24年12月末現在の生活保護基準を使用	15%未満		
埼玉県	川口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	386							基準根拠(基準額の時期)は4年前の年度(平成25年4月)の生活保護基準額	20%未満	
埼玉県	行田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	360						他の基準の場合で、病気又は災害等の理由で学用品等の経費負担が困難と認められるもの	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
埼玉県	秩父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	3年前の年度	304								15%未満	
埼玉県	所沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	335								20%未満	
埼玉県	飯能市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	227							【基準額の時期】平成24年12月末現在の生活保護基準額を使用している	15%未満	
埼玉県	加須市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	299							【基準額の時期】平成25年4月の生活保護基準額を参照して額を定めている。	15%未満	
埼玉県	本庄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.29	課税所得	その他	285							【基準額の時期】平成25年4月	15%未満	
埼玉県	東松山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前々年度	316								20%未満	
埼玉県	春日部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(税引き前)	3年前の年度	330						・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 ・学校長の意見により援助が必要であると認められる者	【基準額の時期】平成24年12月	20%未満	
埼玉県	狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	282							【基準額の時期】平成24年12月	15%未満	
埼玉県	羽生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	3年前の年度	350								15%未満	
埼玉県	鴻巣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	3年前の年度	316							【課税所得等の分類】総所得額	10%未満	
埼玉県	深谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	313							【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
埼玉県	上尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	3年前の年度	309							・「課税所得等の分類」は、世帯総所得金額を用いる。 ・前年度または今年度においてⅡ(1)ア～カ、ク、コ、セ)のいずれかに該当する場合、生活保護基準に掛ける係数を1.5倍とする。	15%未満	
埼玉県	草加市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	368								15%未満	
埼玉県	越谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	334							【基準額の時期】基準額は、本市においては前年12月末日現在のものを使用することになっていますが、平成29年度については平成25年8月の「生活扶助基準の見直し」の影響が出ないように、引き下げ前の平成24年12月末日現在の基準を使用しています。	20%未満	
埼玉県	蕨市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	338							目安額について：住居が持ち家であれば338万円、賃貸であれば家賃額が上限の場合412万円	15%未満	
埼玉県	戸田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	370							【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
埼玉県	入間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	320						・保護者が失業したため、現在の所得状況が昨年と著しく相違し、経済的に困難な状況にある者 ・その他、教育長が特に援助を必要と認める者	【基準額の時期】平成25年度4月を採用している。(4年前の年度)	15%未満	
埼玉県	朝霞市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	340								【基準額の時期】平成25年度4月を採用している。(4年前の年度)	15%未満
埼玉県	志木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	394								【基準額の時期】平成25年度初日の生活保護基準額を参照	15%未満
埼玉県	和光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	414								【基準額の時期】平成25年4月の生活保護基準額を参照して額を定めている。	10%未満
埼玉県	新座市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	当該年度	325							【課税所得等の分類】「所得(非)課税証明書」に記載されている「合計所得金額」欄を基準としている。	15%未満	
埼玉県	橋川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前年度	316								10%未満	
埼玉県	久喜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	299							【基準額の時期】平成25年4月の生活保護基準額を使用	15%未満	
埼玉県	北本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	280						要件ク、サ、シについては、直接の認定要件とせず、要件ソを満たしたうえで認定	10%未満		
埼玉県	八潮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	3年前の年度	335								15%未満	
埼玉県	富士見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(税引き前)	その他	331							【基準額の時期】平成25年8月以前の生活保護基準額を使用	20%未満	
埼玉県	三郷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			223							15%未満		
埼玉県	蓮田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	350								15%未満	
埼玉県	坂戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	353							【課税所得等の分類】総所得金額から所得控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料)を引いた額 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	

		II 平成29年度準要保護認定基準																												
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)で○、又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				(3)(1)で○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でチに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業者の課税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の滞りや、延滞等が悪い者、学用品等に不自由している者等保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動と自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めておくもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)				
該当団体	63	48	46	42	42	41	50	20	15	37	38	17	16	25	29	28	19	13	1	11	60	60	60	60	1	1	11	36	63	
埼玉県	幸手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○			○	1.2	課税所得	前年度	266			校長又は福祉事務所長若しくは民生委員が就学援助を必要とすると認めた者		20%未満	
埼玉県	鶴ヶ島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					○	1.3	課税所得	その他	317			・失業等により収入が著しく減った者 ・生計を共にする家庭に病氣療養中の者がいる者 ・災害を受けた者等特別の事情のある者	【基準額の時期】平成24年12月	15%未満	
埼玉県	日高市		○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3	課税所得	その他	290				【基準額の時期】平成24年度基準	15%未満	
埼玉県	吉川市	○																			1.3	その他	前年度	290			【課税所得等の分類】生計を一にする世帯全員の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から都道府県民税及び市町村民税の課税に当たって所得控除された社会保険料、生命保険料及び損害保険料の額を控除した額に1.2分の1を乗じて得た額(小数点未満切り捨て)が生活保護法に基づき前年度生活保護基準額により次のとおり算定した額以下である者 [生活扶助(第1類・第2類)+期末一時扶助+教育扶助基準(基準額+学校教育額)+住宅扶助(国庫基準)+障害者加算]×1.3	10%未満		
埼玉県	ふじみ野市	○	○	○	○	○														○	1.3	総所得(税引き前)	その他	357			失業中等	基準額の時期:平成25年度4月時点	15%未満	
埼玉県	白岡市	○	○				○														1.3	課税所得	当該年度	310					10%未満	
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.2	総所得(税引き前)	その他	355			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
埼玉県	三芳町																○				1.3	課税所得	前年度	335			【係数(倍率)】児童扶養手当の受給者については係数(倍率)1.50倍	15%未満		
埼玉県	毛呂山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	313					15%未満	
埼玉県	越生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	310					15%未満	
埼玉県	滑川町																				1.3	課税所得	その他	380			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
埼玉県	嵐山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	その他	233			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満		
埼玉県	小川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	その他	316			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満		
埼玉県	川島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	総所得(税引き前)	前年度	335					15%未満	
埼玉県	吉見町	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3	課税所得	前年度	310			(1) 事故や災害により、家屋等が滅失又は大きな被害を受けた時 (2) 保護者の死亡、病氣や障害により、所得が著しく減少したとき (3) 解雇等により、所得が著しく減少したとき	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
埼玉県	鳩山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					1.3	課税所得	当該年度	385					15%未満	
埼玉県	ときがわ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前々年度	301					20%未満	
埼玉県	横瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													15%未満	
埼玉県	皆野町	○	○	○	○	○	○								○					○	1.3	課税所得	その他	300			その他教育委員会が特に給付する必要があると認める場合	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
埼玉県	長瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	総所得(税引き前)	前々年度	383					10%未満	
埼玉県	小鹿野町		○	○	○																								10%未満	
埼玉県	東秩父村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	302					10%未満	
埼玉県	栗里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○				○	1.5	課税所得	前年度	347			ひとり親家庭等医療費受給者	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
埼玉県	神川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					1.3	課税所得	その他	288			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満		
埼玉県	上里町	○	○				○														1.3	課税所得	前年度	300					15%未満	
埼玉県	寄居町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	総所得(税引き前)	前年度	301					15%未満	
埼玉県	宮代町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	前年度	326					15%未満	
埼玉県	杉戸町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	3年前の年度	319					15%未満	
埼玉県	松伏町																				1.3	課税所得	その他	316			【基準額の時期】生活保護基準額は、平成25年8月以前のものとしている。	20%未満		

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容										
		(1) 費用毎の援助額																																						
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																				
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額		その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	63	1	1	0	7	7	7	56	55	0	1	1	0	3	3	3	60	59	0	8	8	0	2	2	2	1	0	0	30	30	0	32	32	32	1	0	1	37		
埼玉県	さいたま市						○	22,320									○	47,400		○	39,860							○	63,000										通学費・修学旅行費は、H29予算単価で計上	
埼玉県	川越市						○	22,320									○	47,400		○	38,500							○	47,000											・支給平均額:28年度予算に計上した単価(通学費は27年度の実績値)
埼玉県	熊谷市			○	24,550	24,550											○	47,400		○	60,000							○	60,000										・支給平均額についてはH29予算計上単価。 ・通学用品費:学用品費に含まれる	
埼玉県	川口市						○	21,708									○	22,900		○	49,676							○	60,737										・平成28年度の実績額で回答。	
埼玉県	行田市						○	22,320									○	23,550											○	57,590	57,590								・支給平均額は平成28年度実績による。	
埼玉県	秩父市						○	22,320									○	47,400										○	64,000										・支給平均額は平成29年度予算に計上した単価を記入。	
埼玉県	所沢市						○	26,820									○	47,400										○	50,959										・学用品費・通学用品費・校外活動費については、3費目あたり 1年生 24,590円(2,236円*10ヶ月、2,230円) 2~3年生 26,820円(2,439円*10ヶ月、2,430円)を支給する。 ・修学旅行費は平成28年度の実績額	
埼玉県	飯能市						○	26,820									○	47,400										○	57,590	57,590									・学用品費支給年額(一定額)1年生:24,590円 2~3年生26,820円 ・通学用品費及び校外活動費(宿泊なし)については、学用品費に含む	
埼玉県	加須市			○	22,320	22,944						○	47,400	23,550														○	57,590	50,383								・通学用品を学用品費と併せて計上		
埼玉県	本庄市						○	22,320									○	47,400										○	62,000										・支給平均額は平成29年度予算に計上した単価を記入。	
埼玉県	東松山市						○	22,320									○	47,400										○	57,590	57,590									・支給平均額は平成29年度予算計上時の単価を記入。	
埼玉県	春日部市			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400														○	60,000											
埼玉県	狭山市						○	22,320									○	47,400										○	57,590											学用品費2~3年生26,820円、1年生24,590円(2~3年生の92%)
埼玉県	羽生市						○	22,320									○	47,400										○	57,590	57,590									・4月以降に追加認定を行った場合、学用品費は月割で計算。	
埼玉県	鴻巣市						○	22,320									○	47,400									○	58,502											修学旅行費(3年)	
埼玉県	深谷市						○	17,860									○	37,920		○	0							○	57,590	46,080									・中学校については、通学費支払対象者なし	
埼玉県	上尾市						○	22,320									○	23,550										○	48,215										・支給平均額及び一定額は平成28年度の実績による。	
埼玉県	草加市						○	26,790									○	47,400										○	55,000										・学用品費・・・1年生は、12,970円	
埼玉県	越谷市						○	22,320									○	47,400										○	57,590	55,898									・平均支給額は平成28年度の実績額より記入。	
埼玉県	蕨市						○	22,320									○	47,400										○	57,590										・学用品費・通学用品費として一定額を支給している(1年22,320円、その他24,550円) ・実費・上限額とする費目については、H29予算単価を記入	
埼玉県	戸田市						○	22,320									○	47,400		○	30,000							○	65,067											修学旅行費・・・H28年度実績額
埼玉県	入間市						○	22,320									○	47,400										○	58,000											
埼玉県	朝霞市						○	22,320									○	47,400		○	0							○	59,043											・通学費について、支給費目にあるが、平成28年度は準要保護生徒に支給実績がない。
埼玉県	志木市						○	22,320									○	47,400										○	58,000											「支給平均額」は、平成29年度予算計上単価を記入
埼玉県	和光市						○	22,320									○	47,400										○	55,000											・平成29年度予算計上した単価を入力 ・対象とする学年の定めのあるものや学年により金額が異なることがある
埼玉県	新座市						○	22,320									○	47,400		○	58,180							○	54,828											「支給平均額」は、28年度実績額により記入
埼玉県	橘川市						○	22,320									○	47,400										○	60,000											
埼玉県	久喜市						○	22,320									○	47,400										○	57,590	57,590										
埼玉県	北本市						○	22,320									○	47,400										○	57,500											
埼玉県	八潮市						○	22,320									○	23,550										○	57,290	51,593										
埼玉県	富士見市						○	22,320									○	47,400										○	57,290	57,290										
埼玉県	三郷市						○	22,320									○	47,400										○	52,141											・支給平均額は平成28年度実績額である。
埼玉県	蓮田市						○	22,320									○	23,550										○	57,590	57,590										
埼玉県	坂戸市			○	22,320	22,320											○	47,400																						・執行見込額による記入が困難なため、予算に計上した単価を記入。 ・修学旅行費はなかった費用の一部を支給。1人当たりの単価47,858円で予算を積算。

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容									
		(1) 費用毎の援助額																																					
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																			
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
該当団体数	63	1	1	0	7	7	7	56	55	0	1	1	0	3	3	3	60	59	0	8	8	0	2	2	2	1	0	0	30	30	0	32	32	32	1	0	1	37	
埼玉県	幸手市				○	22,320	22,320										○	47,400					○	79,410	0							○	57,590	57,590				通学費に関しては、H28・29ともに対象生徒がいないため、実績なし。	
埼玉県	鶴ヶ島市							○	22,320								○	47,400													○	57,590	57,590						
埼玉県	日高市							○	22,320																						○	57,590	55,324						
埼玉県	吉川市							○	22,320									○	47,400									○	57,590										
埼玉県	ふじみ野市							○	22,320									○	47,400									○	52,826									平成28年度の実績額	
埼玉県	白岡市				○	22,320	20,935										○	47,400									○	58,909										・平均支給額は、28年度の実績をもとに算出した。	
埼玉県	伊奈町							○	22,320									○	47,400											○	57,590	50,450						H28年度実績額で計算	
埼玉県	三芳町							○	22,320									○	23,550								○	51,133										・通学費は支給なし。(支給対象外) ・修学旅行は28年度の実績額。	
埼玉県	毛呂山町							○	22,320									○	47,400											○	57,590	53,838							
埼玉県	越生町							○	22,320									○	47,400												○	57,590	48,736						支給平均額は、平成28年度実績
埼玉県	滑川町							○	22,320									○	47,400											○	57,590	41,515							
埼玉県	嵐山町							○	22,320									○	23,550											○	57,590	57,590							
埼玉県	小川町							○	22,320									○	47,400											○	57,590	55,084							
埼玉県	川島町							○	22,320									○	47,400											○	57,590	57,590							
埼玉県	吉見町				○	22,320	17,560						○	47,400	19,300															○	57,590	48,638						・支給平均額は、平成28年度の実績額により記入	
埼玉県	鳩山町							○	22,320									○	47,400											○	57,590	57,590						・支給平均額は平成29年度予算に計上した単価	
埼玉県	ときがわ町							○	22,320									○	47,400											○	57,590	55,472						・支給平均額は、平成28年度実績で記入	
埼玉県	横瀬町							○	22,320									○	47,400											○	57,590	57,590							
埼玉県	皆野町	○	22,320								○	47,400																○	57,590										
埼玉県	長瀨町							○	22,320									○	47,400		○	34,440								○	57,590	57,590							
埼玉県	小鹿野町							○	22,320									○	47,400					○	79,410	0					○	57,590	57,590						・28年度の実績額の支給平均額 ・通学費は実績なし
埼玉県	東秩父村							○	22,320									○	47,400											○	57,590	57,590							
埼玉県	栗里町							○	22,320									○	47,400								○	61,363									平均支給額は28年度の実績額		
埼玉県	神川町							○	22,320									○	47,400								○	62,600											
埼玉県	上里町							○	22,320									○	47,400								○	63,924											
埼玉県	寄居町							○	22,320									○	47,400											○	57,590	57,590							
埼玉県	宮代町							○	22,320									○	47,400											○	57,590	57,590							
埼玉県	杉戸町							○	22,320									○	23,550											○	57,590	57,590							
埼玉県	松伏町							○	22,320									○	47,400											○	57,590	57,590							

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	63	53	10	10	3
埼玉県	さいたま市	○			
埼玉県	川越市	○			
埼玉県	熊谷市	○			平成29年度から、「新入学児童生徒学用品費等」の支給時期を7月から5月に早めた。
埼玉県	川口市	○			
埼玉県	行田市	○			
埼玉県	秩父市	○			
埼玉県	所沢市	○			
埼玉県	飯能市	○			
埼玉県	加須市	○			
埼玉県	本庄市		○	希望する生徒への制服や体育着、上履きのリサイクル	
埼玉県	東松山市	○			
埼玉県	春日部市	○			
埼玉県	狭山市		○	制服のリサイクル、教科書購入回書を活用、宿泊行事の費用を抑える工夫	
埼玉県	羽生市	○			
埼玉県	鴻巣市	○			
埼玉県	深谷市	○			・平成26年度以降の取り扱いについては、基準額の時期を変更し、平成24年12月末日現在において適用されている保護基準によって認定する。 ・特例として同一世帯内の所得がある者で、基準額の算定日から申請日までの間に、死亡、離婚(調停中を含む)した場合には、算定対象から除外する。
埼玉県	上尾市	○			
埼玉県	草加市		○	・卒業時に呼びかけて制服やジャージを提供してもらいバザー等で販売をしている。 ・相談があれば、付与することも可である。転入生に付与することもあり。	
埼玉県	越谷市	○			
埼玉県	蕨市	○			
埼玉県	戸田市		○	希望する生徒への制服のリサイクル	
埼玉県	入間市	○			
埼玉県	朝霞市	○			
埼玉県	志木市	○			
埼玉県	和光市	○			
埼玉県	新座市	○			
埼玉県	桶川市	○			
埼玉県	久喜市	○			
埼玉県	北本市	○			
埼玉県	八潮市	○			
埼玉県	富士見市	○			
埼玉県	三郷市	○			
埼玉県	蓮田市	○			
埼玉県	坂戸市		○	希望する生徒への制服のリサイクル	

①都道府県	②市町村	IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い な い (把 握 し て い な い)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)		
			イに○をした場合、その内容		
該当団体	63	53	10	10	3
埼玉県	幸手市	○			
埼玉県	鶴ヶ島市	○			
埼玉県	日高市	○			
埼玉県	吉川市	○			
埼玉県	ふじみ野市	○		希望する生徒への制服、柔道着等のリサイクル	
埼玉県	白岡市	○			・平成29年度から障害保護者の認定基準を見直し、所得基準を、生活保護基準額の「1.5倍未満」から「1.3倍以下」に変更した。 ・併せて、児童扶養手当の受給世帯又は住民税非課税世帯については、所得基準による審査を行わないこととした。
埼玉県	伊奈町	○			
埼玉県	三芳町	○		バザーでの制服の出品。	
埼玉県	毛呂山町	○			
埼玉県	越生町	○			
埼玉県	滑川町	○		希望する生徒への制服のリサイクル(在庫があれば新入学1年生に通知する。)	
埼玉県	嵐山町	○			
埼玉県	小川町	○			
埼玉県	川島町	○			
埼玉県	吉見町	○			
埼玉県	鳩山町	○			
埼玉県	ときがわ町	○		希望する生徒への制服のリサイクル	
埼玉県	横瀬町	○			
埼玉県	皆野町	○			
埼玉県	長瀬町	○			
埼玉県	小鹿野町	○			
埼玉県	東秩父村	○			
埼玉県	美里町	○			
埼玉県	神川町	○			
埼玉県	上里町	○			
埼玉県	寄居町	○		制服のリサイクル	
埼玉県	宮代町	○			
埼玉県	杉戸町	○			
埼玉県	松伏町	○			